

健康保険等の資格情報を確認できる書類について

健康保険等の資格情報を確認できる書類として、下記①～③のいずれかをご用意ください。

①健康保険証の原本 (令和7年12月1日までの経過措置)

マイナンバー法の一部改正により、令和6年12月2日以降、健康保険証の新規発行は終了しましたが、現在有効の健康保険証は経過措置により最長で令和7年12月1日まで利用することができます。有効期限が令和7年12月1日より前に切れてしまう場合は、その時点までの利用となりますのでご注意ください。

②加入する医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」 (有効期間内のもの)

発行方法の詳細については、医療保険者までお問合せください。また、申請者が健康保険被保険者の扶養に入っている場合は、被保険者の氏名を確認する必要があります。「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」に被保険者の氏名が記載されていない場合は、被保険者の保険情報が確認できるものも一緒にお持ちください。

③マイナポータルでの医療保険者の資格情報画面もしくはデータを印刷したもの (マイナ保険証を利用している場合)

申請者のスマートフォン等でマイナポータルの資格画面をご提示いただき資格確認を行う場合がございます。マイナンバーカードに健康保険証を利用登録している方は、最新の保険証情報がマイナポータル上で表示されていることを確認してからお持ちください。マイナポータル画面で保険証情報を確認する方法については、マイナポータルの公式ホームページをご覧ください。

・いずれもお持ちでない場合、または資格情報を確認できない場合

申請者及び被保険者の資格情報について同意書をご記入いただき、市がマイナンバー（個人番号）を使用して、情報照会を行います。資格確認のため通常よりお時間をいただきますのでご了承ください。

【お問い合わせ】

八潮市役所 障がい福祉課 障がい者支援係
電話：048-996-2111（内線862、852）